

令和 8 年度

広域基盤整備計画調査・広域農業基盤整備管理調査

阿武隈地域長寿命化更新整備計画等策定その他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 広域基盤整備計画調査・広域農業基盤整備管理調査 阿武隈地域長寿命化更新整備計画等 策定その他業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 本業務は、阿武隈川水系及び名取川水系における農業水利施設の更新整備計画を策定するために、長寿命化に配慮した更新整備計画、水利調整組織再編計画及び農業水利用融通・再編計画を策定するとともに、広域基盤確立推進協議会の資料等を作成するものである。

併せて、安積疏水地区における用水の利用に係る課題の要因を把握・分析するとともに、施設管理状況調査及び課題対策手法検討調査を行うものである。

(目的)

第1-3条 本業務の対象となる地域は、福島県白河市外7市10町7村及び宮城県岩沼市外4市9町であり、別紙1に示すとおりである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-4条 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備 等

(土地への立入り等)

第1-5条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1-6条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-7条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博士	農 学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第 1－8 条 担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置技術者の登録)

第 1－9 条 仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1－10 条 受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(業務スライドの試行)

第 1－11 条

(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。

(2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。

(3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。

(4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

(5) (2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2) 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。

(6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5) の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。

- (7) (6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4) 及び (7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が (2)、(6) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、1) に記載の通知に基づくものとする

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2-1 条 本業務で適用する図書は次のとおりであり、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	制定(改訂)年月
1	農業水利施設の機能保全の手引き	令和 5 年 4 月
2	農業用ダム機能診断マニュアル	平成 30 年 4 月
3	農業用ダム・付帯設備耐震性能照査マニュアル	平成 24 年 3 月
4	農業水利施設の長寿命化のための手引き	平成 27 年 11 月
5	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説計画 農業用水(水田)	平成 22 年 7 月 (令和 6 年 3 月 一部改正)
6	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説計画 農業用水(畑)	平成 27 年 5 月 (令和 6 年 3 月 一部改正)
7	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説計画 計画 排水	令和 7 年 4 月
8	その他監督職員が必要と認める図書	

(作業条件)

第 2-2 条 本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分に打合せを行い、手戻りの無いよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で、受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(対象地区)

第 2-3 条 本業務の対象となる地区は次のとおりである。

(1) 国営かんがい排水事業

地 区 名	事業期間	受益面積 (ha)	主 要 施 設
阿武隈川上流	S16～S30	2,471	ダム 1 ヶ所、導水路 1 条 (0.8km)
亘理	S34～S45	3,712	排水機場 3 ヶ所、防潮樋門 1 門、排水路 10 条 (33.3km)
安積疏水	S45～S57	6,634	調整池 1 ヶ所、頭首工 7 ヶ所、導水路 1 条(1.2km)、

			取水路 1 条(3.8km、)用水路 4 条(39.3km)
名取川	S42～S60	3,860	排水機場 4 ヶ所、頭首工 1 ヶ所、防潮樋門 1 ヶ所、用水路 6 条(20.1km)、排水路 9 条(45.5km)
角田	S59～H07	3,113	排水機場 2 ヶ所、排水路 2 条(9.2km)
亘理・山元	H08～H12	4,080	取水口改修 1 ヶ所、揚水機場 2 ヶ所、排水機場 3 ヶ所、加圧機場 7 ヶ所、用水路改修 5 条、排水路改修 3 条、水管理施設 1 式
新安積	H09～H20	4,510	用水路 1 条(16.7km)、排水機場 1 条(13.4km)、小水力発電 1 式、水管理施設 1 式
隈戸川	H04～H24	3,281	ダム取水設備 1 ヶ所、頭首工改修 1 ヶ所、揚水機場 1 ヶ所、取水隧道 1 条(2.2km)、用水路 1 条(18.2km)

(2) 国営開拓建設事業

地 区 名	事業期間	受益面積 (ha)	主 要 施 設
白河矢吹	S16～S39	2,665	ダム 1 ヶ所、頭首工 1 ヶ所、導水路(17.5km)、用水路(54.9km)、排水路(28.5km)、排水機場 4 ヶ所、道路(119.5km)、開田(1,666ha)、開畑(1,101ha)
新安積	S16～S41	1,891	ため池 1 ヶ所、頭首工 1 ヶ所、用水路(114.3km)、道路(4.9km)、開田(1,519ha)、開畑(569ha)
矢吹	S55～H05	409	排水路(9.2km)、道路(65.7km)、開畑(112ha)、区画整理畑(75ha)、区画整理田(245ha)
母畑	S42～H09	2,079	ダム 1 ヶ所、用水路(60.9km)、排水路(118.2km)、道路(332.4km)、開畑(517ha)、区画整理畑(674ha)、区画整理田(902ha)
郡山東部	S54～H13	1,528	取水工 1 ヶ所、調整池 2 ヶ所、揚水機場 5 ヶ所、用水路(175.4km)、排水路(25.5km)、開畑(291ha)、区画整理畑(396ha)、区画整理田(517ha)

(3) 国営農地再編整備事業

地 区 名	事業期間	受益面積 (ha)	主 要 施 設
山元	H07～H15	633	用水機場 17 ヶ所、用水路(79.6km)、排水路(61.4km)、道路(79.9km)、暗渠排水(264ha)、客土(210ha)、開畑(6ha)、区画整理畑(21ha)、区画整理田(611ha)

(4) 国営造成土地改良施設整備事業

地 区 名	事業期間	受益面積 (ha)	主 要 施 設
白河矢吹	S49～S54	1,608	ダム用水管理施設改修 1 式、取水隧道改修(0.825km)

安積疏水二期	H23～H30	9,572	調整池改修 1 ヶ所、頭首工改修 2 ヶ所、用水路改修(4.4km)、水管理施設 1 式
--------	---------	-------	--

(5) 災害復旧事業

地 区 名	事業期間	受益面積 (ha)	主 要 施 設
名取川	H23～H28	3,165	排水機場 5 ヶ所、排水路 10km、防潮樋門 1 門、頭首工 2 ヶ所
亘理山元	H23～H28	4,509	排水機場 2 ヶ所、排水路 15km、揚水機場 11 ヶ所
白河矢吹	H23～H24	3,199	ダム 1 ヶ所、揚水機場 1 ヶ所、用水路 18km
母畑	R01～R02	447	水管橋 1 ヶ所
隈戸川	R02～R03	693	水路復旧 1 式
請戸川	H26～R05	3,548	ダム 1 ヶ所、用水路 83km、頭首工 5 ヶ所(代行業業含む)

(6) 国営施設応急対策事業

地 区 名	事業期間	受益面積 (ha)	主 要 施 設
名取川	H28～R04	2,653	頭首工改修 1 式
角田	H31～R08	2,737	排水機場改修 1 式
母畑	R03～R09	1,965	千五沢ダムかんがい用取水施設改修 1 式、隧道トンネル(南北調整池)改修 1 式、幹線用水路改修(北 9.2km、南 8.3km)

(7) 県営かんがい排水事業

地 区 名	事業期間	受益面積 (ha)	主 要 施 設
亘理用水	S42～S49	2,983	揚水機場 1 ヶ所、用水路 41.0km
名取川	S45～H03	3,273	排水機場 1 ヶ所、用水路 48.0km、排水路 27.0km
安積	S44～S55	3,727	用水路 34.0km
牛橋	H08～H17	583	排水機場 1 ヶ所、排水路 4.2km
隈戸川	H14～H24	669	用水路 19.0km
新安積	H14～H20	241	用水路 5.6km

(貸与資料)

第 2 - 4 条 貸与資料は、次のとおりである。

また、下記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

分 類	貸 与 資 料	数 量
成果物 1	食料供給広域基盤確立対策 広域基盤整備計画書(広域水系型) 阿武隈地域(平成 16 年作成)	1 式
	令和 6 年度 広域基盤整備計画調査 阿武隈地域現状分析 その他業務	1 式
	令和 7 年度 広域基盤整備計画調査 阿武隈地域現状分析 業務	1 式

成果物 2	平成 15 年度（母畑地区）機能保全検討対策その 1 業務	1 式
	平成 16 年度（母畑地区）機能保全検討対策その 2 業務	1 式
	平成 17 年度 母畑地区幹線用水路施設機能診断解析業務	1 式
	平成 18 年度 母畑地区幹線用水路施設機能診断設計その他業務	1 式
	平成 19 年度 母畑地区北幹線用水路施設機能診断業務	1 式
	平成 19 年度 角田・会津北部地区機能診断業務	1 式
	平成 19 年度 請戸川地区幹線用水路調査業務	1 式
	平成 19 年度 名取川地区機能診断設計業務	1 式
	平成 19 年度 安積疏水二期地区施設整備計画策定業務	1 式
	平成 19 年度 請戸川地区施設機能診断設計業務	1 式
	平成 20 年度 阿武隈上流地区機能診断業務	1 式
	平成 20 年度 亘理・角田地区機能診断業務	1 式
	平成 21 年度 安積疏水地区機能診断（その 1）業務	1 式
	平成 21 年度 白河矢吹地区機能診断業務	1 式
	平成 21 年度 母畑地区機能診断（その 2）業務	1 式
	平成 21 年度 母畑地区機能診断業務	1 式
	平成 21 年度 亘理地区機能診断業務	1 式
	平成 22 年度 安積疏水地区機能診断（その 2）業務	1 式
	平成 22 年度 安積疏水地区機能診断（その 3）業務	1 式
	平成 22 年度 郡山東部地区機能診断業務	1 式
	平成 22 年度 白河矢吹地区機能診断（その 2）業務	1 式
	平成 22 年度 名取川地区機能診断業務	1 式
	平成 24 年度 羽鳥ダム機能診断業務	1 式
	平成 24 年度 角田地区江尻排水機場機能診断業務	1 式
	平成 24 年度 郡山東部地区幹線用水路機能診断業務	1 式
	平成 24 年度 郡山東部地区取水工その他機能診断業務	1 式
	平成 24 年度 郡山東部地区揚水機場機能診断業務	1 式
	平成 25 年度 角田地区江尻排水機場ほか耐震性性能照査業務	1 式
	平成 25 年度 名取川頭首工耐震照査	1 式
	平成 25 年度 阿武隈川上流地区・白河矢吹地区機能診断業務	1 式
	平成 25 年度 阿武隈川上流地区機能診断業務	1 式
	平成 25 年度 阿武隈川上流地区西郷ダム取水施設その他機能診断業務	1 式

	平成 25 年度 安積疏水地区深田調整池耐震性能照査業務	1 式
	平成 25 年度 羽鳥ダム耐震性能照査業務	1 式
	平成 25 年度 新安積地区・安積疏水地区機能診断業務	1 式
	平成 26 年度 阿武隈川上流地区西郷ダム耐震性能照査業務	1 式
	平成 26 年度 安積疏水地区深田調整池耐震性能照査業務	1 式
	平成 26 年度 羽鳥ダム耐震性能照査業務	1 式
	平成 26 年度 角田江尻排水機場機能診断業務	1 式
	平成 26 年度 母畑地区南幹線用水路機能診断業務	1 式
	平成 26 年度 母畑地区北幹線用水路機能診断業務	1 式
	平成 27 年度 羽鳥ダム耐震性能照査業務	1 式
	平成 27 年度 阿武隈川上流地区西郷ダム安全性評価業務	1 式
	平成 27 年度 安積疏水地区深田調整池安全性評価業務	1 式
	平成 27 年度 郡山東部地区谷田川 2 支線用水路機能診断業務	1 式
	平成 27 年度 新安積地区越久支線機能診断業務	1 式
	平成 27 年度 母畑地区支線用水路機能診断業務	1 式
	平成 28 年度 安積疏水地区深田調整池安全性評価業務	1 式
	平成 28 年度 阿武隈川上流ほか機能診断業務	1 式
	平成 28 年度 母畑地区支線用水路機能診断業務	1 式
	平成 28 年度 羽鳥ダム安全性評価業務	1 式
	平成 29 年度 安積疏水地区深田調整池安全性評価業務	1 式
	平成 29 年度 郡山東部地区高柴調整池耐震性能照査基礎資料作成業務	1 式
	平成 29 年度 郡山東部地区大田支線用水路ほか機能診断業務	1 式
	平成 29 年度 郡山東部地区白岩支線用水路ほか機能診断その他業務	1 式
	平成 29 年度 母畑地区他支線用水路等機能診断業務	1 式
	平成 30 年度 安積疏水地区多田野川第 1 頭首工耐震性能照査業務	1 式
	平成 30 年度 郡山東部地区下枝 1 支線用水路機能診断業務	1 式
	平成 30 年度 郡山東部地区金沢調整池安全性評価基礎資料作成業務	1 式
	平成 30 年度 郡山東部地区高柴調整池安全性評価業務	1 式
	平成 30 年度 郡山東部地区大田 2 支線用水路他機能診断業務	1 式
	令和元年度 安積疏水地区深田調整池健全性確認補足検討業務	1 式

	令和元年度 郡山東部地区下枝 1・高倉支線用水路他機能診断業務	1 式
	令和元年度 郡山東部地区金沢調整池安全性評価業務	1 式
	令和元年度 郡山東部地区高柴調整池耐震性能照査業務	1 式
	令和 2 年度 安積疏水地区南川頭首工耐震性能照査業務	1 式
	令和 2 年度 郡山東部地区金沢調整池耐震性能照査業務	1 式
	令和 2 年度 郡山東部地区白岩 2 支線用水路機能診断業務	1 式
	令和 2 年度 名取川地区境堀幹線排水路ほか機能診断業務	1 式
	令和 3 年度 隈戸川地区幹線用水路機能診断調査業務	1 式
	令和 3 年度 隈戸川地区隈戸揚水機場他機能診断調査業務	1 式
	令和 4 年度 隈戸川地区隈戸揚水機場耐震性能照査その他業務	1 式
	令和 4 年度 郡山東部地区谷田川 1 号支線用水路他機能診断調査業務	1 式
	令和 4 年度 安積疏水地区幹線用水路機能診断業務	1 式
	令和 4 年度 白河矢吹地区矢吹第 3 幹線用水路他機能診断業務	1 式
	令和 5 年度 郡山東部地区下枝 2 支線用水路機能診断調査その他業務	1 式
	令和 5 年度 新安積地区新安積幹線用水路機能診断調査業務	1 式
	令和 6 年度 隈戸川地区幹線用水路機能診断調査その他業務	1 式
	令和 6 年度 請戸川地区幹線用水路他機能診断調査業務	1 式
	令和 6 年度 白河矢吹地区羽鳥ダム付帯設備耐震性能照査業務	1 式
	令和 7 年度 安積疏水地区深田調整池他付帯設備耐震性能照査業務	1 式
	令和 7 年度 名取川地区排水機場機能診断調査業務	1 式
その他	広域基盤整備計画書様式（計画書編及び資料編）	1 式
	その他監督職員が必要と認める資料	1 式

（貸与資料の取り扱い）

第 2－5 条 第 2－4 条に示す貸与資料の取り扱いは次のとおりとする。

- （1）貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2）参考図書は、作業時点の最新版を用いるものとし、作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するもの。
- （3）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙2「作業項目内訳表」に示すものとする。

また、本業務の設計業務における各自治体にて開示されていない資料については必要に応じて発注者が収集するものとする。

(設計業務)

【阿武隈地域長寿命化更新整備計画等策定（宮城県）】

作 業 項 目	作業数量
1. 資料の整理	1 式
2. 長寿命化に配慮した更新整備計画の策定	
（1）長寿命化に配慮した更新整備計画の概要	1 式
（2）長寿命化に配慮した更新整備計画	1 式
（3）地区別施設更新整備構想	1 式
3. 水利調整組織再編計画の策定	
（1）既存組織状況	1 式
（2）水利調整組織再編構想	1 式
4. 農業水利用融通・再編計画の策定	
（1）広域水利用構想	1 式
（2）渇水調整構想	1 式
（3）農業用水再編構想	1 式
5. 総合機能強化計画の策定	1 式
6. 広域基盤確立推進協議会の実施状況	1 式
7. 広域基盤確立推進協議会の資料作成	1 式
8. 広域基盤整備計画書図面の作成	1 式
9. 点検とりまとめ	1 式

【阿武隈地域長寿命化更新整備計画等策定（福島県）】

作 業 項 目	作業数量
1. 資料の整理	1 式
2. 長寿命化に配慮した更新整備計画の策定	
（1）長寿命化に配慮した更新整備計画の概要	1 式
（2）長寿命化に配慮した更新整備計画	1 式
3. 点検とりまとめ	1 式

【農業基盤管理調査（安積疏水地区）】

作 業 項 目	作業数量
1. 資料の整理	1 式
2. 水利状況調査	1 式
3. 施設管理状況調査	1 式
4. 対策手法検討調査	
（1）対策手法検討	1 式
（2）現地調査	1 式
5. 点検とりまとめ	1 式

(作業の留意点)

第3-2条 本業務における作業の留意点は、次のとおりである。

- (1) 作業の手順、方法及び作業内容の詳細については監督職員と十分な連絡打合せを行い、作業に手戻りが生じないように留意し、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 第2-4条及び共通仕様書に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 関係機関からの聞取り等が必要な場合は、その出典を明示するものとする。
- (5) 貸与資料、データ整理結果等の扱いについて、個人情報を含む場合には、プライバシーを保護し業務履行期限後速やかにデータ等を裁断処分する。
- (6) 図面の編集が必要となった場合は、編集ソフト及びファイル形式等について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (7) 各種調査にあたっては、監督職員と十分に連絡打合せを行うとともに、本業務成果が広域基盤整備計画の基礎資料となることを考慮し資料作成を行うものとする。
- (8) 共通仕様書第1-11条に基づき作成する業務計画書には、技術提案書の内容を記載し契約の位置づけを明確にする。

ただし、提出する当該業務の技術提案書そのものを業務計画書に添付してはならない。

(業務の成果品質確保対策)

第3-3条 契約後業務着手時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、業務担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。

なお、確認事項については変更する場合がある。

- ①設計条件・前提条件
- ②業務計画の妥当性
- ③スケジュール
- ④設計変更内容
- ⑤その他

イ 会議の開催については、監督員が指示するものとする。

なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

- (2) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せ時期及び回数等については、主として下記の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（調査の中間段階）

第3回 中間打合せ（広域基盤確立推進協議会資料作成段階）

第4回 中間打合せ（農業基盤管理調査点検とりまとめの段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち合いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象としない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）により別途1部提出するものとする。

(2) 成果物全体の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

〒960-0241 福島県福島市笹谷字稲場 38-7

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

(1) 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合

(2) 第2-3条に示す「対象地区」に変更が生じた場合

(3) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合

(4) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合

(5) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合

(6) 履行期間の変更が生じた場合

(7) 施設管理状況調査の結果、劣化が著しい施設がみられた場合

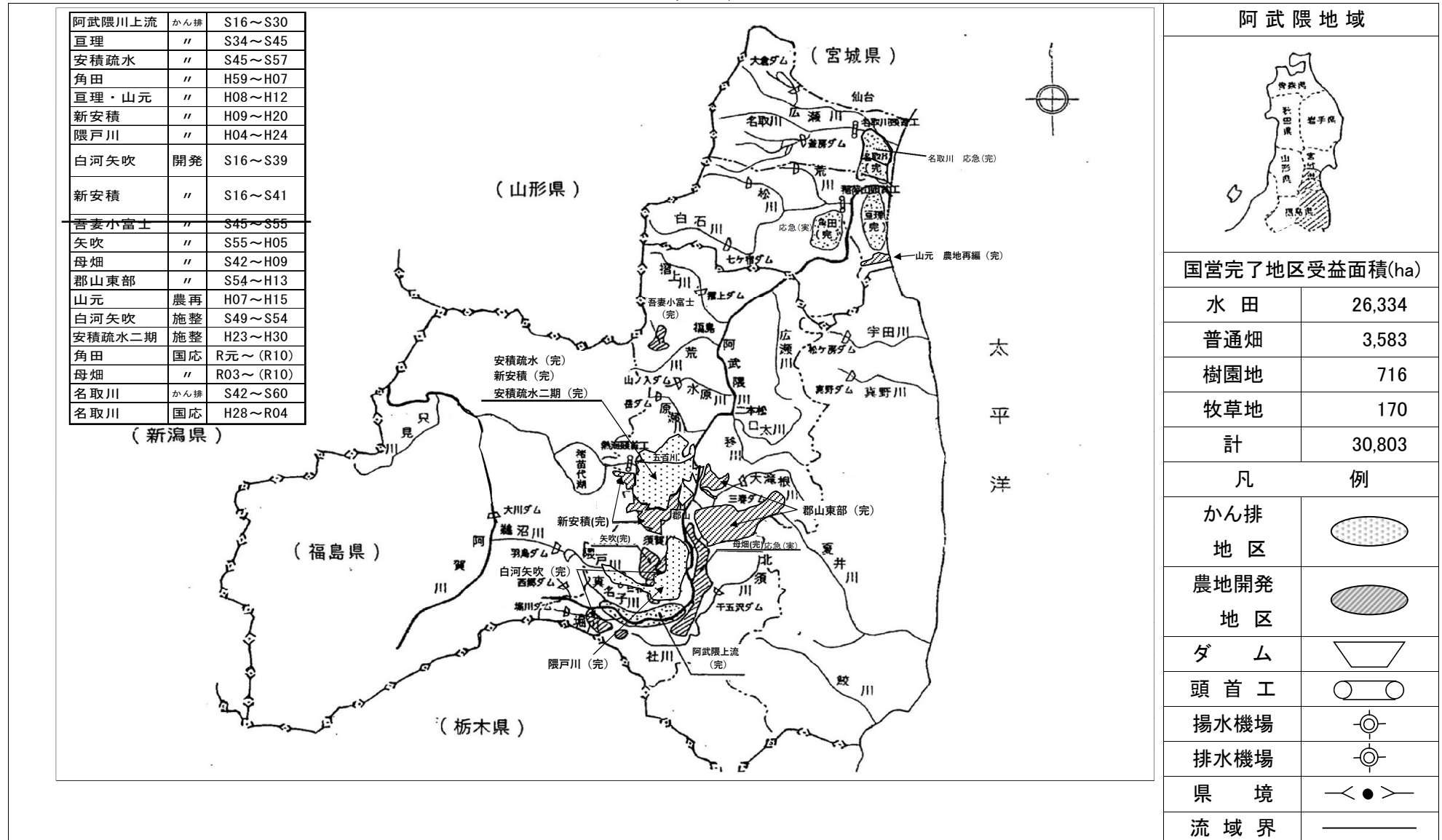
(8) その他

第7章 定めなき事項

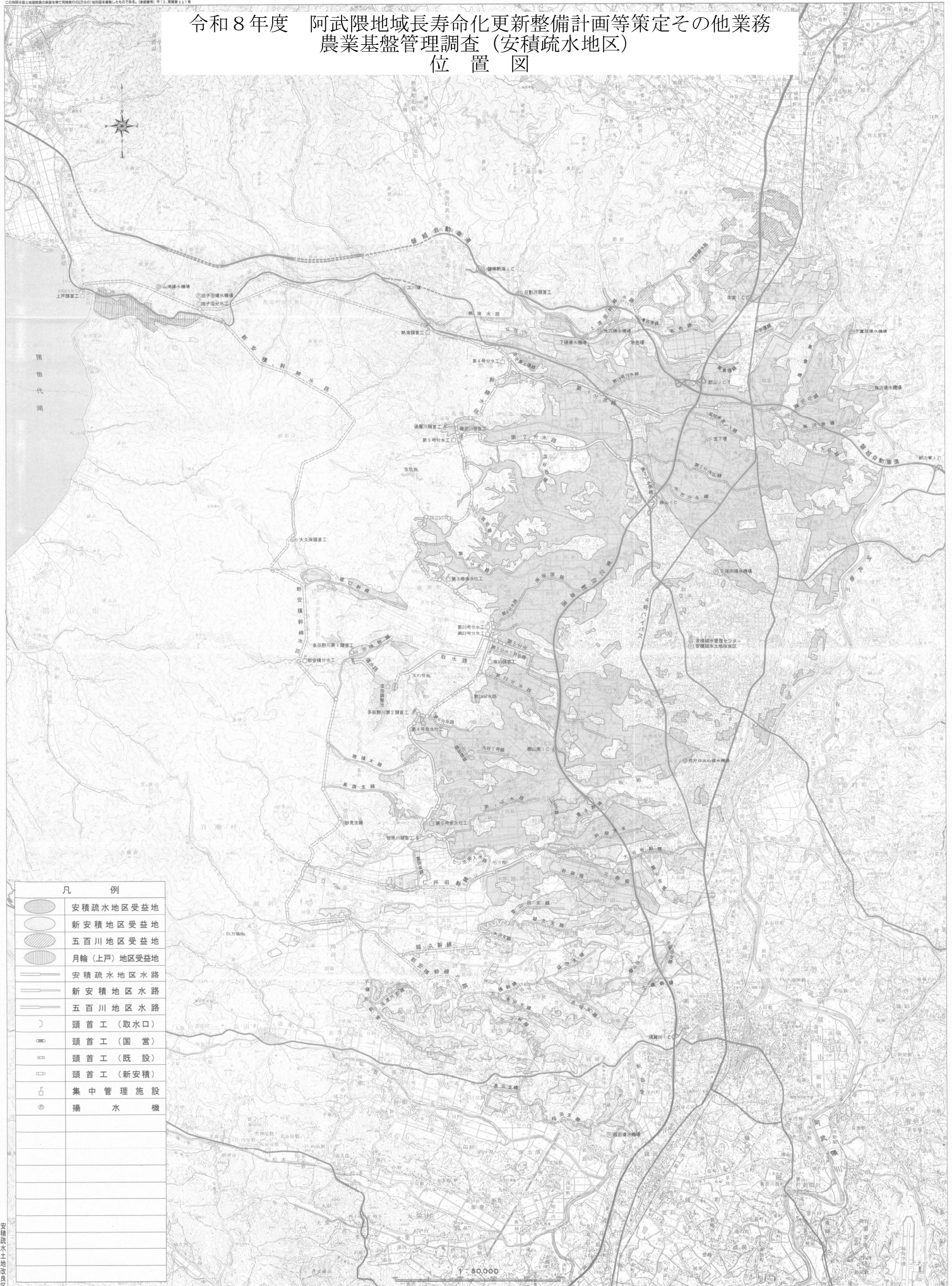
(定めなき事項)

第7－1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の作業にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和 8 年度 阿武隈地域長寿命化更新整備計画等策定その他業務
位 置 図



令和8年度 阿武隈地域長寿命化更新整備計画等策定その他業務
農業基盤管理調査(安積疏水地区)
位置図



別紙２ 作業項目内訳表

【阿武隈地域長寿命化更新整備計画等策定（宮城県）】

作 業 項 目	作業内容	内業 外業	業務 実施
１．資料の整理	適用する図書及び貸与資料を整理・把握し、作業計画を樹立する。	内業	○
２．長寿命化に配慮した更新整備計画の策定			
（１）長寿命化に配慮した更新整備計画の概要	「広域基盤整備計画書」の（様式２）の作成を行う。 主な内容は、以下のとおりである。 ・地域全体の概要、旧国営地区の概要、主要な施設及びその状況等を把握する。 ・その地域の特徴（用水中心、排水中心、畑かん中心、農地造成中心など）、そこから派生する地域の問題点（用水の再編が必要、単純な更新が必要、防災事業が必要など）等、長寿命化に配慮した更新整備計画の策定に係る地域全体の方針を把握する。	内業	○
（２）長寿命化に配慮した更新整備計画	「広域基盤整備計画書」の（様式２－１）（様式２－１－１～３）の作成を行う。 主な内容は、以下のとおりである。 ・整備年次計画は、標準耐用年数の到来時期、施設機能診断結果に基づく理論的な補修・改築の時期、補修の実施期間、長寿命化対策後の耐用年数の到来時期、改築の実施期間、グルーピング（事業時期）及び当該グルーピング毎の総事業費を把握する。 - 整備年次計画は、機能診断結果及びライフサイクルコストの算定に基づき作成した複数の更新シナリオ、事業の限度工期及び地区の実情や財政事情等を踏まえて最適な計画を選定すること。 - 整備年次計画は、調査完了後から概ね40年間以上の期間について策定する。	内業	○
（３）地区別施設更新整備構想	「広域基盤整備計画書」の（様式２－２）（様式２－３）の作成を行う。 主な内容は、以下のとおりである。 ・地区別施設更新整備構想総括表・地区別施設更新整備構想個別表・地区別施設更新整備構想概要図の作成を作成する。	内業	○
３．水利調整組織再編計画の策定			
（１）既存組織状況	「広域基盤整備計画書」の（様式３－１）の作成を行う。 主な内容は、以下のとおりである。 ・既存の水利調整組織を非常設の組織まで含めて調査、把握する。 ・活動状況を踏まえ、組織再編の必要性和その可能性を把握する。	内業	○

(2) 水利調整組織再編構想	「広域基盤整備計画書」の(様式3-2)の作成を行う。 主な内容は、以下のとおりである。 ・水利調整組織の再編の必要性和可能性を整理した地区について、その再編構想を作成する。	内業	○
4. 農業水利用融通・再編計画の策定			
(1) 広域水利用構想	「広域基盤整備計画書」の(様式4-1)の作成を行う。 主な内容は、以下のとおりである。 ・広域水利用構想策定の必要性があるか把握する。	内業	○
(2) 渇水調整構想	「広域基盤整備計画書」の(様式4-2)(様式4-2-1~5)の作成を行う。 主な内容は、以下のとおりである。 ・既往渇水調整の実態・地域における渇水調整ルールの方法及び渇水調整時の対応での問題点等を把握する。 ・流域を見据えた目指すべき渇水調整ルールの方法の記載にあたっては、既往の問題点を踏まえた構想の概要と構想の具体化に向けた方策について把握する。	内業	○
(3) 農業用水再編構想	「広域基盤整備計画書」の(様式4-3)(様式4-3-1~2)の作成を行う。 主な内容は、以下のとおりである。 ・再配分構想の概要については、地区の現況として農業情勢、地元の状況(意識)、農業外情勢等について記載したうえで、今後の構想の方向について把握する。	内業	○
5. 総合機能強化計画の策定	「広域基盤整備計画書」の(様式5)(様式5-1-1~2)の作成を行う。 主な内容は、以下のとおりである。 ・地域用水機能等の多面的機能の現況については、実態調査または既存資料を整理して概要を総括する。 ・現況の地域用水機能を検討し、該当する多面的機能増進をはかるための方針を関係者と調整の上把握する。	内業	○
6. 広域基盤確立推進協議会の実施状況	「広域基盤整備計画書」の(様式7)(様式7-1-1、7-2-1、7-3-1)の作成を行う。 主な内容は、以下のとおりである。 ・広域基盤確立推進協議会等の実施状況について把握する。	内業	○
7. 広域基盤確立推進協議会の資料作成	広域基盤確立推進協議会(1回)及び幹事会(1回)の資料及び議事録を作成する。	内業	○
8. 広域基盤整備計画書図面の作成	地区概要図・農業水利施設更新構想図・管理団体等管轄範囲・管理施設図を作成する。	内業	○
9. 点検とりまとめ	各作業項目について点検・とりまとめ及び報告書作成を行う。	内業	○

【阿武隈地域長寿命化更新整備計画等策定（福島県）】

作 業 項 目	作業内容	内業 外業	業務 実施
1. 資料の整理	適用する図書及び貸与資料を整理・把握し、作業計画を樹立する。	内業	○
2. 長寿命化に配慮した更新整備計画の策定			
(1) 長寿命化に配慮した更新整備計画の概要	「広域基盤整備計画書」の（様式2）の作成を行う。 主な内容は、以下のとおりである。 ・地域全体の概要、旧国営地区の概要、主要な施設及びその状況等を把握する。 ・その地域の特色（用水中心、排水中心、畑かん中心、農地造成中心など）、そこから派生する地域の問題点（用水の再編が必要、単純な更新が必要、防災事業が必要など）等、長寿命化に配慮した更新整備計画の策定に係る地域全体の方針を把握する。	内業	○
(2) 長寿命化に配慮した更新整備計画	「広域基盤整備計画書」の（様式2-1）（様式2-1-1～3）の作成を行う。 主な内容は、以下のとおりである。 ・整備年次計画は、標準耐用年数の到来時期、施設機能診断結果に基づく理論的な補修・改築の時期、補修の実施期間、長寿命化対策後の耐用年数の到来時期、改築の実施期間、グルーピング（事業時期）及び当該グルーピング毎の総事業費を把握する。 - 整備年次計画は、機能診断結果及びライフサイクルコストの算定に基づき作成した複数の更新シナリオ、事業の限度工期及び地区の実情や財政事情等を踏まえて最適な計画を選定すること。 - 整備年次計画は、調査完了後から概ね40年間以上の期間について策定する。	内業	○
3. 点検とりまとめ	各作業項目について点検・とりまとめ及び報告書作成を行う。	内業	○

【農業基盤管理調査（安積疏水地区）】

作 業 項 目	作業内容	内業 外業	業務 実施
1. 資料の整理	適用する図書及び貸与資料を整理・把握し、作業計画を樹立する。	内業	○
2. 水利状況調査	取水状況及び分水状況等を調査し、用水の利用に係る課題の要因を把握・分析する。	内業	○
3. 施設管理状況調査	用水施設の維持管理、修繕、補修等の状況を過年度報告書や施設管理者からの聞き取り等により把握し、施設の劣化状況、管理上の課題等を整理する。	内業	○
4. 対策手法検討調査		内業	
（1）対策手法検討	用水供給に係る課題を解決するための更新事業の実施、用水管理方法の変更を検討する。	内業	○
（2）現地調査	更新事業の実施において、緊急に整備が必要な分水工等の水路付帯施設の現地調査を実施する。 なお、現地調査対象は4ヶ所の施設を想定しているが、具体的な施設名称は別途指示する。	外業	○
5. 点検とりまとめ	各作業項目について点検・とりまとめ及び報告書作成を行う。	内業	○